

函 環 推

令和6年(2024年)9月30日

報道機関各位

環境部環境推進課長

函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業について（依頼）

このことについて、この度本市におきまして、事業系厨芥類の排出抑制を図ることを目的とし、その抑制方法の一つである業務用生ごみ処理機の普及を促進するため、本市と業務用生ごみ処理機の販売事業者等が協働で当該機器の試験利用を希望する市内の事業者へ無償で貸出を行う「函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業」を実施することといたしました。

本事業は既に開始しているところであり、事業概要に基づき上限を5件としている貸出件数の内、現在、1事業者が試験利用を終え、1事業者が試験利用開始に向けて準備をしております。

本市といたしましては、引き続き試験利用を希望する事業者（試用事業者）を募集しておりますことから、取材・報道方、よろしく願いいたします。

記

1 添付資料

- (1) 業務用生ごみ処理機普及啓発事業概要
- (2) 業務用生ごみ処理機試用事業者募集要領
- (3) 処理機貸出リスト

廃棄物処理計画担当
高橋・佐々木
TEL:85-8236

業務用生ごみ処理機普及啓発事業概要

1 普及啓発方法

函館市と業務用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の販売事業者等（以下「協働事業者」という。）が協働で、処理機の導入を検討している事業者（以下「試用事業者」という。）に対し、デモンストレーション用機器（以下「デモ機」という。）を無償で貸し出し、処理機の有効性を体験してもらうことで処理機の普及を図る。

2 協働事業者について

(1) 募集要領

下記内容による募集要領を作成し公募することとする。

(2) 公募条件

- ・ 処理機の製造メーカーまたは代理店であり、自らがデモ機を有し、試用事業者に対し無償で貸し出しを行うことができること。
- ・ 函館市内の試用事業者に対し、デモ機の設置、試用期間中の保守点検および撤去を無償で行うことができること。
- ・ 試用事業者に対し、デモ機使用に係る取り扱い説明や試用時における助言等を行うことができること。

(3) 募集期間・件数

令和6年6月1日～令和6年12月27日（先着3件まで）

(4) デモ機試用期間

協働事業者および試用事業者がそれぞれ1者以上決定後
～令和7年3月31日

(5) 貸出件数と期間

事業実施期間中において5件を上限とし、1件当たりの貸出期間を7週間程度とする。

なお、内訳は、設置を含めた準備期間を1週間、試用期間を5週間、撤去および撤去後の洗浄等に1週間を目安とする。

(6) 対象とするデモ機

生ごみを発酵、乾燥等の方法で処理することにより、減量し、消滅し、または堆肥化することが可能な機械であって、処理能力が15～60kg/日程度の機種とする。（ただし、ディスプレイを除く。）

また、1協働事業者が複数機を函館市が管理するデモ機貸出リストへ登録することは妨げない。

なお、本事業は、試用事業者が処理機貸出リストの中から試用する機種

を選択することとしているため、採択されない場合もある。

(7) 処理機設置等手数料

本事業において、市が協働事業者へ支払う手数料は、処理機の本体価格および処理機の稼働に伴い発生する光熱水費を除いた設置、撤去および保守点検に係る経費について、1回あたり100,000円(税抜)を上限とする。

なお、支払いの時期は、1試用事業者ごとのデモ機撤去後とし、協働事業者は市に対し、設置・撤去時の写真および保守点検の実施日を報告することとする。

3 試用事業者について

(1) 募集要領

下記内容による募集要領を作成し公募することとする。

(2) 公募条件

- ・ 函館市内に事業所等を有し、試用場所が市内であること。
- ・ 生鮮食品等の販売、飲食サービス、ホテル、給食を提供する等の事業者であること。
- ・ 一般廃棄物の生ごみ排出量が、1日当たり概ね20kg以上であること。
- ・ デモ機を屋内に設置でき、その設置予定場所の周辺に使用可能な配線用差込接続器や給排水設備があること。
- ・ 試用期間中のデモ機の試用に際し発生する光熱水費を、自らが負担できること。
- ・ 協働事業者からの取り扱い説明を遵守し、デモ機を適正に管理・使用できること。
- ・ 試用期間が終了したときは、試用状況報告書の提出や市のアンケート調査に答えることができること。

(3) 募集期間・件数

協働事業者が1者以上決定後～令和6年12月27日(先着5件まで)

(4) デモ機試用期間

試用事業者決定後～令和7年3月31日

(5) 貸出想定期間

1回当たりの貸出期間を7週間程度とする。

なお内訳は、設置を含めた準備期間を1週間、試用期間を5週間、撤去および撤去後の洗浄等に1週間を目安とする。

(6) 対象とするデモ機

処理機貸出リストから選択する。

函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業試用事業者募集要領

1 事業の目的

業務用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の導入を検討している事業者が、実際に処理機を試用し、有効性を体験してもらうことで処理機の普及に繋げる。

2 試用事業者の要件

- ・ 函館市内に事業所等を有し、試用場所が市内であること。
- ・ 生鮮食品等の販売、飲食サービス、ホテル、給食を提供する等の事業者であること。
- ・ 一般廃棄物の生ごみ排出量が、1日当たり概ね20kg以上であること。
- ・ 処理機を屋内に設置でき、その設置予定場所の周辺に使用可能な配線用差込接続器や給排水設備があること。
- ・ 試用期間中の処理機の試用に際し発生する光熱水費を、自らが負担できること。
- ・ 協働事業者からの処理機の取り扱い説明の内容を遵守し、適正に管理・使用できること。
- ・ 試用期間が終了したときは、試用状況報告書（別記第1号様式）の提出や市のアンケート調査に答えることができること。

3 試用対象の処理機

別紙「処理機貸出リスト」から選択することとする。

※リストは、協働事業者からの申し出状況に応じて随時変更する。

4 募集期間

令和6年7月1日～12月27日（先着5件まで）

5 試用期間

1事業所に付き1回とし、1回あたり7週間程度とする。

内訳として、設置準備に1週間程度、実質の試用期間を5週間、撤去関係に1週間を目安とする。

6 試用時期

令和7年3月31日までの期間において協議・調整のうえ決定する。

7 応募方法

函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業試用事業者申込書（別記様式第2号）を、郵送、eメールまたは持参により提出すること。

8 決定の通知

市は、申込書により試用することを決定したときは、函館市業務用生ごみ処理機普及啓発事業試用事業者決定通知書（別記様式第3号）により通知する。

9 注意事項

- ・ 試験利用が困難となった場合、速やかに函館市長に報告し、指示を受けることとする。
- ・ 試用期間中に、函館市が試用状況を現地確認する場合がある。
- ・ 試用期間中に、試用事業者側の不適切な使用により、デモ機に故障、破損等が生じた場合の補償は、試用事業者が責任を負う場合がある。

【応募先・問合せ先】

〒040-0034 函館市大森町 21 番 12 号シャトーム大森 1 階
函館市環境部環境推進課廃棄物処理計画担当

Tel 0138-85-8236

E-mail kankyoh-suishin@city.hakodate.hokkaido.jp

担当：高橋，佐々木

別紙

(処理機貸出リスト)

【削減型】

機器メーカー名	株式会社エイ・アイ・シー
型番	ゴミサーGH20型
機器処理能力	20kg/日
電力使用量	28.8kWh/月
水道使用量	4.5m ³ /月
菌床等部材等	使用する
外寸	幅775mm, 奥行870mm, 高さ1032mm
機器重量	180kg

機器メーカー名	シンクピアジャパン株式会社
型番	GJ-20
機器処理能力	20kg/日
電力使用量	38.33kWh/月
水道使用量	3m ³ /月
菌床等部材等	使用する
外寸	幅655mm, 奥行505mm, 高さ836mm
機器重量	72kg

機器メーカー名	シンクピアジャパン株式会社
型番	GJ-30
機器処理能力	30kg/日
電力使用量	40.15kWh/月
水道使用量	3m ³ /月
菌床等部材等	使用する
外寸	幅660mm, 奥行600mm, 高さ905mm
機器重量	120kg

機器メーカー名	シーエヌシー株式会社
型番	AN-50
機器処理能力	50kg/日
電力使用量	576kWh/月
水道使用量	69m ³ /月
菌床等部材等	使用する
外寸	幅1120mm, 奥行806mm, 高さ1220mm
機器重量	170kg